

令和2年11月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年11月20日（金） 13時23分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員 吉田 善一 委員 高田 喜寿 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

課長補佐（併任） 志賀 寿三

副主査（併任） 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会11月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様こんにちは、去る11月12日は今年度の県下農業委員会大会が開催されました。新型コロナウイルスの影響により参加人数を大幅に限定しての開催となりましたが、継続して開催することに大きな意義があるものであり、主催者各位には大変なご苦勞があったものと感謝申し上げます。大会では福島大学農学類教授小山良太氏の記念講演があり、震災10年以降の県の農業農村活性化と題する話がありました。今更ながら、農業は一朝一夕で成り立つものではなく、百年の計で成り立ち、それが荒廃するときは1年もしないうちに荒地になってしまうわけでありそのために農業を、農地を守らなければならない趣旨のお話でした。まさにそのとおりであり、現在の双葉町でも農地をできうる限り守らなければならないと思ひ、感慨深いものがありました。最近の新聞報道によりますと来年度の主食用米生産は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食産業の停滞、及び人口の減少等により大幅な削減が必要との見通しになったようです。これらに伴い、非主食米への転換を促すようですが、毎年米を取り巻く需給環境は大変厳しいものがあります。私たちも柔軟な対応を求められているわけですが、なかなか難しいものであります。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくをお願いします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年11月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

会務報告の前に資料より11月13日、現地確認が抜けていましたので後日、資料を差し替えさせていただきます。

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には4番 木幡 治 委員、5番 吉田 晴男 委員 の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

お手元の資料の3ページをご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和2年11月20日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

こちらに関して、7ページになります。東北電力ネットワーク株式会社が大字中野字江又×××番×、同じく××番×、同じく××番の3筆となります。面積2,210㎡の一時転用をいたします。内容につきまして、今後中野復興拠点に電気を引く際に変電所を設置するためです。そのため今回は土質調査を行うためこの3筆の中にボーリング調査のやぐらを5か所設置いたします。土地利用計画に関して11ページをご覧ください。機械設置作業範囲6mかける6mを5か所、やぐらを組んでボーリングを行う180㎡、これに関する資材置場として2mかける6mを5か所、60㎡。駐車場として9mかける9mの81㎡となり、残り1,889㎡は通路となります。資料16ページにある通りに青とオレンジの場所が掘削部分となり、5か所あります。青に関して

は作業範囲ということでボーリングを落とすためのやぐらを組む場所となります。オレンジの部分は資材等を置く場所となります。中段の緑色の部分は駐車場となります。残りは通路となり、3筆2,210㎡となります。なお、当該農地は請戸川地区の受益地でありますので、請戸川土地改良区から意見書をもらっています。次に、19 ページですが道路占用許可書となり、町道から入ることになりますので道路法32条の規定に基づき許可を頂いております。期間は許可を頂いてから3カ月の一時転用となります。設定人ですが、中野字江又××番、××番に関しては相続がされておりませんので、資料13ページ相続関係説明図より、××××さんと××××さんのお二人となります。

最終的には、ボーリング調査が終了しましたら現状に回復するというございますのでよろしくご審議をお願いいたします。以上となります。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を高木委員より報告願います。

◇高木委員

報告をさせていただきます。議案第1号につきまして11月13日金曜日に事務局と現地を確認いたしました。

現地確認時に雑草が繁茂しており状況が確認できなかったため、申請者に対して草刈りを行うように指示をいたしました。

また、今回の一時転用に関しては問題ないと判断いたします。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

◇澤上委員

資料11ページの事業計画のなかに中野地区復興産業拠点内から企業の進出が多くなったため、拠点外と記載されていますが拠点内はそんなに企業でいっぱいになっているのですか。

○志賀事務局長

用地が決まったところについては満杯となっており、用地が決まっていないところに関しては希望があっても決定していない状況です。

●澤上委員

今後、徐々に町のほうへ拠点が広がっていくのですか。

○志賀事務局長

用地としては中野の西側、長塚観音堂のほうを町は考えています。

◆議長（泉田会長）

その他ございませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間13時43分）

引続き、下記事項について協議

- （1）令和2年12月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- （2）農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金の募集について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長.....(印)

議事録署名人.....(印)

議事録署名人.....(印)